

厚木市自治基本条例 運用状況点検結果報告書

〔対象年度：令和6年度〕

令和8年3月

厚木市自治基本条例推進委員会

1 点検結果の報告に当たって

自治基本条例の運用状況については、全ての点検項目において「妥当」または「おおむね妥当」という点検結果となり、自治基本条例の趣旨を実現するための市による取組が継続されていることが確認できる点検結果となった。

第15条（行政運営の基本事項）、第26条（市民からの要望等への対処）、第28条（政策等に対する意見等）、第30条（事業の実施に係る市民参加）及び第34条（地区市民自治推進組織）について、委員会より意見を付した。次年度以降、意見を踏まえた運用となるよう検討されたい。

第36条（住民投票）については、第1項に基づき厚木市自治基本条例第を制定していることから、点検結果としては「妥当」とし、投票結果の尊重を規定している第2項は評価不能である旨の意見を付した。

報告書には記載しないが会議の中で出された委員からの意見には、今後の行政運営のヒントとなる意見もあると思われるので、会議録等を確認の上、しっかりと受け止めていただきたい。

令和8年3月

厚木市自治基本条例推進委員会

委員長 上地 一郎

職務代理 関根 祐貴

委員 青木 三千男

委員 神崎 信夫

委員 坂巻 美代子

委員 鷺谷 雅敏

委員 佐藤 美千子

委員 鈴木 修斗

委員 高見澤 加太郎

委員 守屋 昌彦

（委員は50音順）

2 自治基本条例運用状況の点検方法、点検結果及び委員会からの意見

(1) 点検方法

ア 点検対象

自治基本条例第15条から第37条までの規定

イ 点検の視点

条例が意図していることと、市が実際に取り組んだ事業に相違がないかについて点検する。

(2) 点検結果

市から報告された自治基本条例運用状況報告書に基づき、各条文に関連して取り組んだ事項について、各委員からの意見を集約することにより、「妥当」、「おおむね妥当」又は「不十分」の3段階で評価する。

(3) 委員会からの意見

委員個人の意見ではなく、委員会の総意として意見を付す必要がある場合には、点検結果の区分にかかわらず委員会の意見を付する。

目次

| | |
|----------|----|
| 第 15 条関係 | 2 |
| 第 16 条関係 | 5 |
| 第 17 条関係 | 6 |
| 第 18 条関係 | 8 |
| 第 19 条関係 | 10 |
| 第 20 条関係 | 12 |
| 第 21 条関係 | 21 |
| 第 22 条関係 | 23 |
| 第 23 条関係 | 26 |
| 第 24 条関係 | 28 |
| 第 25 条関係 | 30 |
| 第 26 条関係 | 32 |
| 第 27 条関係 | 35 |
| 第 28 条関係 | 36 |
| 第 29 条関係 | 38 |
| 第 30 条関係 | 39 |
| 第 31 条関係 | 40 |
| 第 32 条関係 | 42 |
| 第 33 条関係 | 43 |
| 第 34 条関係 | 49 |
| 第 35 条関係 | 51 |
| 第 36 条関係 | 54 |
| 第 37 条関係 | 55 |

別紙 1 第 10 次厚木市総合計画個別計画一覧（令和 6 年度策定分）

別紙 2 令和 5 年度情報公開・情報提供制度の運用状況

別紙 3 令和 5 年度個人情報保護制度の運用状況

第 15 条関係

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、**政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行う**ものとする。

2 市長等は、**政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行う**ものとする。

3 市長等は、**市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行う**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|--------------------|--|---|
| 1 | 1 2 | 市民協働 事業提案 制度 | 市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度を運用した。 | 実施件数 5件 ・あつぎ気候市民会議展開事業2024 ・あつぎ夢プロジェクト ・厚木かるた大会 ・ハーモニカのまち復興プロジェクト ・多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業 |
| 2 | 2 | 行政改革 | 地方分権の更なる推進や少子高齢化など社会情勢の変化に的確に対応できる体制を維持するため、第7次厚木市行政改革大綱第1期実施計画に取り組んだ。 | 令和6年度から令和8年度までを取組期間としている第7次厚木市行政改革大綱第2期実施計画について、令和6年度の取組を進めた。 |
| 3 | 2 | 市有財産の有効活用 | 未利用等で効率的利用が期待できる市有地の有効活用の推進を図る。 | ・一般競争入札により市有地2物件を売却。94,050,000円 ・市有財産土地(普通財産)を貸付。貸付金額 33,148,928円 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|---|---|--|
| 4 | 2 | あつぎ協働大学開設事業 | 生涯学習を通じた活力ある地域社会の実現のため、市と市内の大学及び企業との協働により、多様化、高度化している市民の生涯学習への要求に応える講座を実施する。 | <p>①教養科目(対面講座) 5月～12月開催 ・3大学×5講座、2大学×4講座 全23講座 受講者数1,085人 (延べ人数)</p> <p>②特別講座(対面講座) ・なぜカタツムリの殻はピカピカで、羊の毛はモコモコなのか?(東京農業大学) 7月開催 受講者数16人 ・デジタルDX人材の基礎知識(松蔭大学) 8月開催 受講者数30人 ・動物のお世話体験(東京農業大学) 10月2回開催 受講者数11人(合計) ・保育入門講座(湘北短期大学)11月開催 受講者数6人 ・車いすラグビー体験講座(池崎大輔氏) 12月開催 受講者数102名 ・「伝える力」～アナウンス力とコミュニケーション～(梅澤廉氏) 1月開催 受講者数140人</p> <p>③企業科目 ・金融講座「はまぎん おかねの教室」 1月2回開催 受講者数64人(合計)</p> |
| 5 | 2 3 | 各課への 予算執行 方針の通 知と予算 編成方針 の明示 | 予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、留意すべき事項を各課に通知するとともに、予算の編成に当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるため、予算編成方針を示した。 | 令和6年度予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、予算執行に留意すべき事項を各課に通知した。 また、令和7年度予算の編成に当たっては、政策等の優先性を考慮しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げるための予算編成方針を示した。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|-------------|--|--|
| 6 | 1 2 | 施策評価 の実施 | 第10次厚木市総合計画の基本計画に位置付ける各基本施策について、施策評価を実施した。 | <p>①評価対象 第10次厚木市総合計画第1期基本計画に掲げる27の基本施策</p> <p>②評価方法 第1期基本計画の施策の達成目標に位置付ける「市民実感度」、「代表となる指標」及び第1期実施計画事業に位置付ける「事業指標」の目標値に対する達成率を点数化し、各基本施策の総合得点を4段階の評価区分で評価するとともに、厚木市総合計画審議会からの意見を踏まえ、総合的な評価を行った。</p> <p>③公表時期 令和6年10月</p> <p>④公表方法 市ホームページ、市政情報コーナー及び中央図書館において公開</p> |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | 第3項にある成果重視の視点により行政運営が行われるよう、各事業において効果検証を行い、成果を明示するよう努めること。 |

| | |
|-------------------|---|
| これまでに委員会が付した意見等 | <p>1 妥当(平成22年度) 実施段階については、多岐にわたるので点検項目としない。</p> <p>2 妥当(平成23年度) 職員アンケートについては、もっと積極的に回答する必要があるのではないかと。 単にこれまでの取組を継続するのではなく、創意と工夫を重ね、不断の改革・改善を図られたい。</p> <p>3 おおむね妥当(平成24年度) 職員アンケートについては、積極的に回答するなど、市職員は、自治基本条例の趣旨を認識し、政策等のPDCAサイクルを意識した行政運営を一層推進するよう意識されたい。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | <p>逐条解説の改訂が必要 市民参加と市民協働について、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。</p> |

第 16 条関係

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------|------------------------------------|---|
| 7 | 3 | 総合計画と個別計画との調整 | 個別計画の策定及び改定に当たり、総合計画と個別計画との整合を図った。 | 総合計画との整合を図り、令和6年度に3の個別計画を策定及び改定した。 【別紙1】参照 |
| 8 | 3 | 個別計画の公表 | 総合計画と整合を図った各個別計画について公表する。 | 第10次総合計画と整合を図った各個別計画について、市ホームページに個別計画一覧として公表した。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|------|
| これまでに委員会で付した意見等 | 特になし |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 17 条関係

(組織等)

第17条 市長等は、**効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成する**ものとする。

2 市長等は、**市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定する**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-------------------|---|---|
| 9 | 1 | 政策調整担当の設置 | 既存の庶務担当課から、部内の施策の総合調整及び所掌業務の施行方針の立案、総合計画の進行管理、予算の管理等を所管する政策調整担当を設置し、横断的な政策調整の機能の強化を図った。 | 各部政策調整会議を必要に応じて開催し、各部内における施策等について円滑な調整を図った。 |
| 10 | 1 | 神奈川県警察職員の派遣受け入れ | セーフコミュニティ認証都市として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進し、犯罪の発生しにくい環境づくりを積極的に進め、市民の体感治安の向上を図るため、神奈川県警から職員の派遣を受け入れた。 | 令和7年3月に神奈川県警から参事職の職員(くらし安全担当)の派遣を受け入れ、令和6年3月に派遣された主査職の職員(くらし安全担当)と共に計2人を配置した。 |
| 11 | 2 | 厚木市人材育成基本方針に基づく取組 | 厚木市人材育成基本方針に基づき、求められる職員像「住民や地域への貢献を最優先に考え意欲と情熱をもって職務に取り組む職員」に近づくための取組を実施した。 | 厚木市人材育成基本方針に基づき、職員研修及び人事評価等を実施し、能力開発や意識向上等に努めた。そのほか、職員本人による配属希望申告を実施し、能力及び適正をいかした人事配置に取り組んだ。令和6年3月に改定を行った新たな人材育成基本方針については、改定内容を全庁に通知するとともに、人事評価制度マニュアルに内容を反映し、新任係長職研修や人事評価研修で管理監督者に内容を周知した。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|--|
| これまでに委員会が付した意見等 | 1 妥当(平成23年度) 組織の細分化については、縦割り行政や非効率な行政運営にならないよう、留意すること。 第2項前段部分の趣旨を発揮できるよう、更に努力されたい。 |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第18条関係

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|-----------------|---|---|
| 12 | 1 2 | 厚木市教育委員会点検評価の実施 | 教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出した。 (議会への提出は10月全協) | R6年度実績 教育委員会の主要な事業(53事業)について、実績などを踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針等を自己点検・評価をした。 なお、点検及び評価に当たっては学識経験等を有する方の意見及び助言をいただき事業の評価に活用した。 【点検評価委員会】 委員構成：学校教育関係2人、社会教育関係2人、公募の市民1人 開催回数：3回 |
| 13 | 1 2 | 事務事業評価の実施 | 限られた財源をいかし、新たな政策の実現及び質の高い行政サービスの提供を持続的に行っていくため、各事業をゼロベースで点検・評価を行った。 | ①評価対象 経常経費事業及びその他経費事業 317事業 ②評価結果の概要 ・拡大7事業 / 継続304事業 / 縮小4事業 / 廃止2事業 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|-------------|--|--|
| 14 | 1 2 | 施策評価 の実施 | 第10次厚木市総合計画の基本計画に位置付ける各基本施策について、施策評価を実施した。 | <p>①評価対象 第10次厚木市総合計画第1期基本計画に掲げる27の基本施策</p> <p>②評価方法 第1期基本計画の施策の達成目標に位置付ける「市民実感度」、「代表となる指標」及び第1期実施計画事業に位置付ける「事業指標」の目標値に対する達成率を点数化し、各基本施策の総合得点を4段階の評価区分で評価するとともに、厚木市総合計画審議会からの意見を踏まえ、総合的な評価を行った。</p> <p>③公表時期 令和6年10月</p> <p>④公表方法 市ホームページ、市政情報コーナー及び中央図書館において公開</p> |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|--|
| これまでに委員会が付した意見等 | <p>1 おおむね妥当（平成22年度から24年度） （1）教育委員会の点検・評価に市民参加の余地があるのではないか。 （2）行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備が必要ではないか。</p> <p>2 おおむね妥当（平成23年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民が確認できる仕組みを整備するとともに、評価結果の概要を広報紙に掲載すべきである。</p> <p>3 おおむね妥当（平成24年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備を実現されたい。</p> <p>4 おおむね妥当（平成25年度） 教育委員会の点検・評価に市民参加を取り入れることとした点は評価できるが、今後この規定を適切に運用すること。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 19 条関係

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|---------------------------|--|---|
| 15 | 1 | 公共建築物長寿命化事業 | 公共建築物の長期維持管理計画基本方針に基づき、各施設ごとの維持管理計画情報の共有化を行うとともに、公共建築物長期維持管理計画による建築物の計画的で適切な維持管理や効果的な予防保全を通じて長寿命化を図り、今後の財政負担の軽減や建築物の機能向上を図る事業の執行管理を行う。 | 工事件数 9件 設計委託件数 8件 |
| 16 | 1 2 | 持続可能な財政運営の確保 | 市債現在高や公債費に留意し、健全化判断比率や財政指標の適正化に努め、中長期的な展望に立った財政運営を行った。 | 補正予算の編成等において、市債現在高や公債費に留意し、持続可能な財政運営に努めた。 |
| 17 | 2 | 第10次総合計画第2期実施計画の推進を図る予算編成 | 総合計画の基本政策を着実に推進するため、第10次総合計画第2期実施計画の策定に向けた予算編成を行った。 | 第10次総合計画第2期実施計画の2年目となる令和7年度当初予算編成において、各事業を目に見える形で推進できるよう必要な予算を措置し、施策評価及び市民実感度調査の結果を十分に考慮した予算編成を行った。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---|---|--|
| 18 | 2 | 各課への 予算執行 方針の通 知と予算 編成方針 の明示 | 予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、留意すべき事項を各課に通知するとともに、予算の編成に当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるため、予算編成方針を示した。 | 令和6年度予算の適切かつ厳正な執行を確保するため、予算執行に留意すべき事項を各課に通知した。 また、令和7年度予算の編成に当たっては、政策等の優先性を考慮しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げるための予算編成方針を示し、市ホームページでも公開した。 |
| 19 | 3 | 財政状況 の見える 化 | 財政運営の透明性を高めるため、財政状況を積極的に公開した。 | 広報やホームページ、各種冊子の作成により、財政状況を積極的に公開した。 |

| | |
|------------------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会 からの 意見 | |

| | |
|---------------------------|---|
| これまでに 委員会で付 した意見等 | <p>1 おおむね妥当（平成22年度） 健全な財政運営は行われている。ただし、中長期的展望を明らかにする必要があるのではないかと。</p> <p>2 妥当（平成30年度） 自治体の役割として、大幅な黒字を維持するより、効果的に財政支出を図ることで、中長期的には地方からの景気上昇にもつながるのではないかと。</p> |
| 令和4年度 見直し(総点 検)での結果 | <p>逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。</p> |

第 20 条関係

(危機管理)

第20条 市長等は、**市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。**

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-------------------|---|--|
| 20 | 1 | 老人憩の家に関する基本協定 | 指定管理者と平成 24 年4月1日から平成 29 年3月 31 日まで基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報する体制を整えた。また、平成 29 年4月1日以降の協定更新のための会議を行った。 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの基本協定に基づき、指定管理による施設の防犯、防火及び警備に関する業務を実施した。 |
| 21 | 1 | 市営自転車等駐車場に関する基本協定 | 指定管理者と令和6年4月1日から令和11年3月31日まで基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市に対して緊急事態発生 of 旨を通報する体制を整えた。 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの基本協定に第 22 条(緊急時等の対応)、第 71 条(避難所に指定された場合の対応)が明記されている。緊急時の連絡網を作成し対応している。 |
| 22 | 1 | ふれあいプラザに関する基本協定 | 厚木市ふれあいプラザ再整備事業要求水準書において、事故及び災害等の緊急事態が発生した場合、必要な措置が講じられるよう定めた。 | 厚木市ふれあいプラザ再整備事業要求水準書に基づき、防犯対策及び防災対策について、マニュアルを作成し、従業者に研修を行うとともに、緊急時に適切な処置を行えるよう指定管理による年2回の避難訓練及び救助訓練を随時実施した。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------------|--|---|
| 23 | 1 | 荻野運動公園に関する基本協定 | 指定看視者と令和7年4月1日から令和12年3月31日まで基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じることや関係各所との連絡体制の構築、施設を優先的に使用できる体制を整えた。 | 指定管理者との基本協定内に「災害の発生その他特別の事情がある場合には、市が管理物件を優先的に使用することができるよう協力しなければならない」旨の規定を設けている。 |
| 24 | 1 | 市営体育施設に関する基本協定 | 指定管理者と令和6年4月1日から令和8年3月31日まで基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報する体制を整えた。 また、指定管理者と事故及び緊急事態に対応するマニュアルを共有し、職員の指導及び災害時の対応について確認を行った。 | 厚木市営体育施設の管理に関する基本協定第22条の規定に基づき、緊急連絡網及び行動マニュアルを作成するとともに、職員の指導及び災害時の対応について、各施設年2回の訓練を行っている。 |
| 25 | 1 | 厚木中央公園地下駐車場に関する基本協定 | 指定管理者と基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報する体制を整えた。 また、指定管理者と事故及び緊急事態に対応するマニュアルを共有し、職員の指導及び災害時の対応について確認を行った。 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの基本協定に基づき、指定管理による指定管理者は、施設の点検及び巡回を毎日行い、施設全体の状況を適切に把握し、火災、盗難、事故等の防止に努めた。 また、事故等が起きた場合には、速やかに市に報告した。 |
| 26 | 1 | 集会所に関する基本協定 | 指定管理者と基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報する体制を整えた。 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの各集会所の管理に関する基本協定内において、第16条(緊急時等の対応)及び第50条(避難所に指定された場合の対応)として明記されている。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--------------------------------|---|--|
| 27 | 1 | 文化会館に関する基本協定 | 指定管理者と令和5年4月1日から令和10年3月31日まで基本協定を締結し、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報する体制を整えた。 また、指定管理者と事故及び緊急事態に対応するマニュアルを共有し、職員の指導及び災害時の対応について確認を行った。 | 厚木市文化会館の管理に関する基本協定第22条に基づき、緊急連絡網及び危機管理マニュアルを作成し、職員の指導及び災害時の対応について訓練を実施した。 |
| 28 | 1 | 老人憩の家警備業務委託の実施 | 警備会社と契約し、施設内に警備機器を設置して、異常事態が発生した場合、自動通報システムにより覚知された情報について、警備本部が必要に応じ担当課の緊急連絡先や関係機関へ通報する体制を整備した。 | 令和6年度は39館で機械警備を委託。 管理人が常駐している3館については、機械警備を導入していない。 |
| 29 | 1 | 災害時協力協定の締結 | 東日本大震災を受け、大規模災害時における市民等の生命、身体を守るための事前対策の一つとして、課題が浮き彫りとなった様々な事象について、民間業者等と協定を締結し、防災対策の強化を図った。 | 締結済みの協定について、協定内容の修正等を実施した。 また、新たに8つの協定を締結した。 全協定数 143(令和7年3月現在) |
| 30 | 1 | 公共施設等に係る防災に関する計画等の策定及び防災訓練等の実施 | 各施設について、消防計画等防災に関する計画に基づき、防災訓練等を実施。 | 防災訓練 台風第10号の影響により中止 本庁舎・第二庁舎 6月 消防計画の提出 10月 避難訓練の実施 環境センター 実施日:11月6日 参加人数 86人 資源化センター 実施日:3月14日 参加人数 25人 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-----------------------------|---|---|
| 31 | 1 | 総合防災訓練の実施 | 本市に被害を及ぼす大規模な地震を想定し、防災関係機関及び市内 214 の自主防災隊を中心に、市民一人一人が実践的な訓練を基礎とした防災訓練を行うことにより、身体安全の確保及び自主防災隊の組織強化並びに本市における防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とした。 | 台風10号の影響により、防災訓練が中止となった自主防災隊は多かったが、市内36の自主防災隊(参加人数1,372名)において、避難所開設訓練、シェイクアウト、情報伝達、避難誘導及び初期消火訓練等、各地域の実情に即した実践的な訓練を実施した。 |
| 32 | 1 | 災害時等における国、県、市町村との各種協定の締結 | 大規模地震対策特別措置法及び厚木市地域防災計画に定める防災訓練として実施するもので、災害対応能力の強化と市民の防災意識の一層の高揚による防災力の向上及び不測の事態にも対応できる行動力を養うことを目的として年1回実施した。 | 国、県、市町村と締結した災害時等における相互援助等を目的とした協定に基づき、防災訓練等の実施に当たり、相互協力に努めた。 |
| 33 | 1 | 防災姉妹都市との連携強化 | 防災訓練等を実施し、防災姉妹都市との連携強化を図る。 防災姉妹都市:埼玉県狭山市、山梨県北杜市、栃木県栃木市、岩手県釜石市 | 埼玉県狭山市との情報受伝達訓練を実施した。 山梨県北杜市、栃木県栃木市及び岩手県釜石市と、新たに災害協定を締結した。 |
| 34 | 1 | 武力攻撃から市民の生命、身体及び財産の保護のための施策 | 市民の生命、身体及び財産の保護のため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、各種対策を実施した。 | 防災行政無線を用いた全国一斉自動試験放送(J-ALERT)を実施した。 |
| 35 | 1 | 防災行政無線情報サービス | 防災行政無線で放送した内容や緊急性のある災害情報などをメールで配信した。 | 防災行政無線のメールマガジンの登録者数:11,059人(R7.3現在) パンフレット、ハザードマップ、防災講話等で登録の周知 令和6年度配信件数 150件 主な配信内容 ・災害情報、火災情報、 熱中症注意情報、行方不明者情報、 振り込め詐欺情報 など |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------------|--|--|
| 36 | 1 | 災害支援型自動販売機の設置 | 「災害時における飲料の確保に関する協定」に基づき、災害時に在庫飲料製品を無償で提供できる災害支援型自動販売機の設置などについて定めた「災害支援型自動販売機の設置等に関する協定」を事業者と締結し、公共施設や公園等に災害支援型自動販売機を設置した。 | ①事業者 ・(株)伊藤園 ・コカ・コーラセントラルジャパン(株) ・サントリービバレッジソリューション(株) ②設置台数 累計 73台 |
| 37 | 1 | 避難所運営委員会の運営支援 | 地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の運営を支援した。 | 災害時等における避難所の運営を行うために、地域住民と市職員により組織されている避難所運営委員会の会議・研修会の開催、防災訓練の実施などの活動を支援した。 |
| 38 | 1 | 危機管理に対する外国籍市民への取り組み | 近い将来高い確率での発生が危惧される都心南部直下地震等や近年大型化している台風などの風水害に対して、市民の防災に対する意識を啓発し、災害時における被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。 | 防災訓練等で防災ポケットブックを配付しており、表紙にはマルチリンガル対応(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、スペイン語)のホームページへ遷移するための二次元コードを掲載した。 |
| 39 | 1 | 市民救命サポート隊の発足 | 森の里地区をモデル地区として発足させた「市民救命サポート隊」の救命効果及び自主救護能力の向上を図る取り組みを実施する。 | 市民との協働による応急救護体制の強化を図るため、3地区の市民サポート隊との訓練及び再講習を実施した。 ・森の里地区 ・宮の里中央自治会 ・古松台自治会 |
| 40 | 1 | 災害時医療救護体制の整備 | 災害時に、限られた人的資源等を最大限活用するため、病院、医療救護所等の緊密な連携に基づいた医療救護体制の整備を図る。 | 三師会が参加し、災害時における医療のぼり旗掲出訓練及び医師会等が導入する安否確認システムを活用した災害時の医療機関情報の収集訓練を実施した。 |
| 41 | 1 | 厚木市感染症予防計画の運用 | 感染症対策を総合的に推進するため、国の感染症法及び神奈川県厚木市の予防計画に基づき定めている計画の運用を行う。 | ポスター掲出等により、感染症の発生予防及び普及啓発を行い、まん延防止に努めた。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------------|---|--|
| 42 | 1 | 公民館避難訓練の実施 | 公民館利用者が安心して、安全に公民館を利用していただくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を年2回実施。 | 【参加者】公民館職員及び利用者。(公民館職員のみの場合も有り) 【実施時期】夏(6月～9月)頃と冬(1月～3月)頃に実施。 ※参加者及び実施時期については、公民館ごとに異なる。 |
| 43 | 1 | 暴力団排除条例の運用 | 市の契約事務、給付金の交付、公の施設における暴力団排除処置及び7月1日から10日を暴力追放旬間として、暴力団排除に関する広報や啓発を実施する。 | 警察本部への照会件数 4,191件 ※すべて排除措置対象に非該当 暴力追放旬間期間中に防犯啓発活動を実施した。 |
| 44 | 1 | 博物館等避難訓練の実施 | 博物館等利用者が安心して、安全に施設を利用していただくため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、消防計画に基づき避難訓練を各施設で年1回実施。 | 【参加者】 博物館職員及び岸邸管理人 【実施時期】 あつぎ郷土博物館(9月1日) 古民家岸邸(3月14日) |
| 45 | 1 | 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成 | 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの要支援者の情報を地域で共有することで、日頃の見守りや災害時の円滑かつ迅速な避難支援等を行う。 | 避難行動要支援者名簿を年2回更新(令和6年4月1日及び令和6年10月1日)し、要支援者名簿を民生委員・児童委員、自主防災隊、地域包括支援センター及び障がい者相談支援センター等に提供することで、日頃の見守り活動や避難支援の体制づくりを行った。 また、個別計画を作成することで災害時における避難支援や安否確認の方法などを確認した。 名簿登載者 1,910人(令和6年4月1日基準) 1,975人(令和6年10月1日基準) 個別計画作成者 1,704人(令和6年4月1日基準) 1,802人(令和6年10月1日基準) |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|----------------------------|--|---|
| 46 | 1 | 第71回文化財防火デーに伴う消防訓練 | 昭和24年1月26日法隆寺金堂の焼損により制定された「文化財防火デー(1月26日)」に合わせて、消防署、文化財所有者等の協力を得て、防火訓練などの文化財防火運動を実施する。 | 令和7年1月26日(日)午前9時から午前10時20分まで、「熊野神社児童遊園(旭町3丁目14番3号)」にて、訓練を実施した。 【訓練内容】 熊野神社氏子総代は火災を発見し、119番通報(訓練)を実施後、宝物等の重要物品を安全な場所まで搬出し、避難した。 また、消防団及び消防署の部隊は消火訓練を実施した。 |
| 47 | 1 | 安全管理マニュアルの作成、保育所給食食材の放射能検査 | 施設、不審者、食中毒等の対応及び保育所給食食材の放射能検査を実施する。 | 保育所安全管理規定に基づき、施設の点検及び関係機関との連携等を日頃から行っている。また不審者対応訓練及び護身術訓練等を実施している。 食中毒マニュアルを作成し、普段から手洗いうがい、トイレや調理室の消毒を行っている。 平成24年3月からは、定期的に保育所給食食材の放射能測定をしている。 |
| 48 | 1 | 防火管理体制充実の推進 | 防火対象物の使用形態が多様化し防火管理体制が複雑化していることから、各事業所等における防火意識及び防災力の向上を図り、災害時における防火管理体制の充実強化を目的に実施する。 | ・新入社員等防災体験研修会 第1回目6月13日(木) 第2回目6月14日(金) 参加人数等(48事業所 106人) ・防火教室 学校法人緑ヶ丘学園 はやし幼稚園 10月18日(金) 参加人数 (保育園児236人、教職員40人) |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------------------------|---|--|
| 49 | 1 | 災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定の締結 | 災害時等に、避難行動要支援者の安全を確保するため、厚木市地域防災計画に定める指定避難場所に避難した避難行動要支援者のうち、指定避難場所においての生活が困難と認める避難行動要支援者の受入先として、市内15社会福祉法人と6医療法人との間で受入協定を締結しており、新設の施設に対し、必要な物品の備蓄に関する補助を行い、緊急時の受入体制の整備を図る。 | 協定の締結をしている施設と継続して支援をしていただけることを調整した。 |
| 50 | 1 | 各児童館における避難訓練等の実施 | 災害発生等有事の際に、児童をはじめ児童館利用者を速やかに、且つ安全に避難誘導等が行えるよう、また初期消火や的確な通報等ができるよう児童館毎に避難訓練・消防訓練を実施する。 | 【実施日】年2回 火災を想定し、関係部署への連絡や初期消火、避難誘導等を行う訓練と、地震・風水害を想定し避難誘導や防災物品の確認をする訓練を行った。 |
| 51 | 1 | シティプラザにおける避難訓練等の実施 | シティプラザに所在する店舗、図書館、老人福祉センター寿荘、子ども科学館などによる、火災発生時の初期消火や災害時の避難誘導訓練を行う。 | 【実施日】年2回 初期消火、避難誘導・情報伝達等を行う訓練 |
| 52 | 1 | 防災訓練の実施 | 病院利用者の安心・安全のため、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導行動及び被害状況の把握ができるように、防災訓練を年2回実施。 | 参加者:病院職員(常勤・非常勤)、委託職員 参加人数:第1回 200名 第2回 300名 実施日:第1回令和6年6月21日(金) 第2回令和7年1月24日(金) |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------|---|---|
| 53 | 1 | 災害対策本部設営訓練の実施 | 災害時等における医療救護体制の充実に向け、発災時に速やかに診療体制が整えられるよう、トリアージ等の訓練を実施する。 | (本部設置訓練) 参加者 : 病院職員(常勤) 参加人数: 69名 実施日 : 令和6年9月27日(金) |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|---|
| これまでに委員会で付した意見等 | 1 妥当（平成30年度） 災害が起きる前の対応等に係る協議を広域的に取組み、国、県、市町村間の連携強化に努められたい。 |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 改正不要 新型コロナウイルス等、いままで考えられなかった自然災害等が発生しており、自治基本条例で具体的な対策等について明記する必要はないか、見直しを行った結果、新型コロナウイルス感染症等、様々な自然災害について、包括的に網羅していることから、規定の改正は行わないものとした。 |

第 21 条関係

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、**行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備する**ものとする。

2 議会及び市長等は、**保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずる**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--|---|---|
| 54 | 1 | 行政文書 を分かり やすく作 成し、か つ、適正 に保管す るための 仕組みを 整備 | 行政文書は市民の皆様に分 かりやすい内容であること 及び適正に保管をするため の仕組の整備が重要である ことから、文書管理の内容を 周知するため、職員研修を 実施する。 | 適正に保管するための規定 である「行政文書取扱規程」 に基づき、行政文書の取扱 いの知識の習得を目的に、 全ての新採用職員に「文書 ・契約事務ハンドブック」を 配付し、研修を行うとともに、 管理監督者となる主査職の 候補者に対しても研修を行 うことで、適正な行政事務 の執行の周知を図った。 |
| 55 | 2 | 情報公開・情報 提供の制 度運用状 況の公表 | 前年度における情報公開・情 報提供の運用状況を取りま とめ、情報公開審査会に報 告した後に、情報公開条例 第 26 条の規定に基づき、 市広報誌及び市ホームペ ージへの掲載、市政情報 コーナーにおける閲覧に より公表する。 | 【公表した内容】 1 実施機関別の請求件数 2 公開、一部公開及び非 公開等の決定件数 3 審査請求件数及びその 処理件数 4 情報公開請求受付状 況一覧 【別紙2】参照 |
| 56 | 2 | 積極的な 情報公開 の推進 | 情報公開条例を適正に運 用するため、積極的な情 報公開を推進する。 | 【情報提供した件数】 条例に基づく公開請求 を経ず情報提供した件 数 8件 |
| 57 | 2 | 厚木市情報公開 審査会の運 営 | 公開決定等について実施機 関に対する行政不服審査 法に基づく審査請求につ いて調査審議をするため、 審査会を設置し、運営す る。 | 【開催状況】 1 開催回数 1回 2 審査請求の件数 3件 3 諮問件数 0件 4 答申件数 0件 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|---|
| これまでに委員会で付した意見等 | <p>1 妥当（平成26年度） 市ホームページでの会議録の公開について、審議内容に応じて適切な期間、市民が閲覧できるような運用を検討されたい。また、歴史的価値のある行政文書の管理の在り方について検討されたい。</p> <p>2 妥当（令和6年度） 文書の適正管理について、今後、デジタル化に向けた抜本的な改革に対応できるよう、既存ルールの周知を徹底していただきたい。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 22 条関係

(個人情報の保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、**市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。**

2 議会及び市長等は、**保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずる**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-------------------------------|---|---|
| 58 | 1 | 個人情報の適正な管理及び利用に関する職員研修及び監査の実施 | 個人情報の適正な管理や利用を徹底するためには、常に職員がそのことを意識する必要があるため、個人情報保護法の内容の周知を目的とした研修及び特定個人情報に関する事項の適正な取扱いに関する研修を行う。 また、情報セキュリティ点検実施計画又は特定個人情報に関する監査実施計画に基づき、監査を実施する。 | <p>【職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法の内容の周知を目的とした係長研修 対象者：係長職33人 回数：1回 ・特定個人情報に関する事項の適正な取扱いを徹底することを目的とした研修 対象者：保護責任者(課等長職)35人 新任事務取扱担当者 186人 回数：保護責任者(課等長職) 1回 新任事務取扱担当者 会場開催2回 (ほか、新任事務取扱担当者を対象とした研修は、動画でも受講可能となっており、年度途中での異動又は採用者に対しても随時行っている。) <p>【監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ点検実施計画に基づく監査 実施対象課：20課 ・特定個人情報に関する事項の適正な取扱いを徹底することを目的とした監査 実施対象課：5課 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年実績 |
|-----|--------|--|--|---|
| 59 | 1 2 | 個人情報 取扱事務 等の登録 及び公表 | 個人情報を取り扱う目的や内容などを市民に明確に示すため、個人情報保護条例第5条及び個人情報の保護に関する法律第75条の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務や実際に個人情報が記載されている個人情報ファイルを登録し、市政情報コーナーにおける閲覧により公表する。 | 【登録件数】 1 個人情報取扱事務 1,690件 2 個人情報ファイル 827件 ※1 令和6年8月31日時点 ※2 個人情報ファイルの登録は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、対象者数が1,000人以上の個人情報ファイルについて、登録をしています。 |
| 60 | 2 | 個人情報 保護制度 の運用状 況の公表 | 個人情報を適正に利用することにより市民の権利利益の保護を図るため、前年度における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、個人情報保護審査会に報告した後に、個人情報保護条例第17条の規定に基づき、広報あつぎ及び市ホームページ掲載、市政情報コーナーにおける閲覧により公表する。 | 【公表の内容】 1 実施機関別の請求件数 2 開示、一部開示及び非開示等の決定件数 3 審査請求件数及びその処理件数 4 自己情報開示請求受付状況一覧 【別紙3】参照 |
| 61 | 2 | 厚木市個人 情報保護 審査会 の運営 | 開示決定等について実施機関に対する行政不服審査法に基づく審査請求について調査審議をするため、審査会を設置する。 | 【開催状況】 1 開催回数 2回 2 審査請求の件数 0件 3 諮問件数 0件 4 答申件数 0件 |
| 62 | 1 2 | 住民票の 写し等の 第三者交 付に係る 本人通知 制度 | 本人通知制度は、住民票の写し、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録された本人に対して、その交付した事実を通知し、また、不正取得された事実が判明した場合においては、事前登録に関係なく本人へ通知する制度である。 | 1 期間：令和6年4月1日 ～令和7年3月31日 2 登録人数：8人 3 通知発送：0人 ※通知発送は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付した時に実施。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-----------------|--|--|
| 63 | 2 | 情報セキュリティポリシーの運用 | 職員が使用するネットワークや情報資産についてセキュリティポリシーを運用した。 | <p>セキュリティに関する注意喚起を定期的 に実施。(計12回)</p> <p>大型連休及び年末年始前に注意喚起を 実施。(計2回)</p> <p>全職員を対象に動画研修及びチェックテ ストを実施。</p> <p>【回答率(受講率)】 常勤職員:91.2% 非常勤職員(会計年度任用職員等): 53.5%</p> <p>新採用職員を対象に情報セキュリティ研 修を実施。(計2回)</p> <p>厚木市情報セキュリティポリシーを改定。 (令和7年3月7日付け)</p> <p>基幹系情報システムセキュリティ研修を 実施。(計1回)</p> <p>受講できなかった対象者に対しては、研 修資料を用いて、研修受講済みユーザ から対象者へのフォローアップ研修を実 施。(随時)</p> |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|---------------------------|---|
| これまでに 委員会で付 した意見等 | <p>1 おおむね妥当(平成22年度) 災害時等における市民の安全を守るための個人情報の取扱いについて 検討することが求められる。</p> <p>2 妥当(令和6年度) マイナンバーに関する管理や運用方法について心配している方が多 い。情報の漏洩事故が起きないように、市が適切に取り扱っていることの 周知に取り組んでいただきたい。</p> |
| 令和4年度 見直し(総点 検)での結果 | 特になし |

第 23 条関係

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--------------------------------|--|---|
| 64 | 1 | 情報セキュリティポリシーの運用 | 職員が使用するネットワークや情報資産についてセキュリティポリシーを運用した。 | <p>セキュリティに関する注意喚起を定期的実施。(計12回)</p> <p>大型連休及び年末年始前に注意喚起を実施。(計2回)</p> <p>全職員を対象に動画研修及びチェックテストを実施。</p> <p>【回答率(受講率)】</p> <p>常勤職員:91.2%</p> <p>非常勤職員(会計年度任用職員等):53.5%</p> <p>新採用職員を対象に情報セキュリティ研修を実施。(計2回)</p> <p>厚木市情報セキュリティポリシーを改定。(令和7年3月7日付け)</p> <p>基幹系情報システムセキュリティ研修を実施。(計1回)</p> <p>受講できなかった対象者に対しては、研修資料を用いて、研修受講済みユーザから対象者へのフォローアップ研修を実施。(随時)</p> |
| 65 | 1 | 厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づく取組 | 倫理・サービスマニュアルの周知、定期点検の実施、副総括倫理管理者会議を開催し、不祥事防止とサービス規律の確保等に取り組んだ。 | <p>グループウェアで綱紀粛正及びサービス規律確保等の通知を定期的に発出するとともに、春と秋に副総括倫理管理者会議を開催。職員にサービス規律の確保を呼び掛けた。また、11月には各部ごとに定期点検を実施した。</p> |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-------------|--|---|
| 66 | 1 | 議員研修 の実施 | 改選期に「厚木市議会例規集」を全議員に配布し、議会基本条例について認識をしてもらうとともに、定期的に議会基本条例を始めとした内容についての議員研修を行っている。 | 議員研修を実施することで、議員の自己研鑽と政治倫理の向上に役立った。 議員研修実施件数 2件 |

| | |
|------------------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会 からの 意見 | |

| | |
|---------------------------|---|
| これまでに 委員会で付 した意見等 | 1 妥当（平成25年度） 市民参加条例を始めとした各条例の趣旨や目的を意識するとともに、適切な運用に努められたい。 |
| 令和4年度 見直し(総点 検)での結果 | 特になし |

第24条関係

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、**市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進する**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--------------------|--|--|
| 67 | 1 | 政策法務等に関する研修の実施 | 職員が、法令及び条例等を自主的に解釈し、条例等を制定することができるよう、必要な知識を習得するための研修を実施した。 | 職員が法的なものの見方、法令を解釈するポイント等を学び、地方自治体の職員として実務に必要な法令解釈能力を向上させることを目的に、2日間にわたり演習を含めた法令解釈能力向上研修を実施した。 受講者は58人。 また、新採用職員の基礎的な法務能力の向上を目的に、上記内容をより平易にした研修を実施した。 受講者は100人。 なお、外部機関が実施する法令解釈等に係る研修については、2日間にわたり4人が受講した。 |
| 68 | 1 | 自主研究グループへの助成交付金の交付 | 職員の自己啓発意欲を喚起し、自主的かつ自発的な能力開発を助長することによって職員の資質の向上を図り、もって効果的かつ効率的な行政運営に資することを目的に、自主研究グループに対し、助成交付金を交付している。 | 本市行政に係る各分野について、職員が自主的に研究する自主研究グループの中に「自治体政策法務をめぐる理論と実務」をテーマに活動する厚木市政策法務研究会がある。 厚木市政策法務研究会では、理論的な視点はもとより、実務的な面からも検討し、実際の業務の中で生かすことができる研究を行っている。 月1回の定例会に加え、庁内での自主研究グループ研究成果発表会にて、研究成果を発表し職員に共有している。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|--|
| これまでに委員会で行った意見等 | <p>1 おおむね妥当（平成22年度） 市民のための法解釈や条例制定の能力を職員が身に付けることが求められる。</p> <p>2 妥当（平成23年度） 個別法について、縦割りの国の解釈をそのまま受け入れるのではなく、厚木市の実情を踏まえ、市自らが解釈することなどにより、積極的に「政策法務」を実践してほしい。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 25 条関係

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|--|---|--|
| 69 | 1 2 | 行政手続 法及び厚 木市行政 手続条例 の適正な 運用 | 行政運営における公正の確保 及び透明性の向上を図るた め、処分、行政指導及び届出に 係る手続を適正に行うととも に、申請に対する処分(許認 可)の「審査基準」及び「標準処 理期間」並びに不利益処分(許 認可の取消し等)に係る「処分 基準」を設定し、運用した。 | 【審査基準等の設定】 1 審査基準 228件 2 標準処理期間 382件 3 不利益処分 165件 ※法令等の規定において判断基準が 具体的に規定されているもの又は処分 の性質上具体的な基準を設定するこ とが困難であるものを除き、全件設定 済。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------------|---|
| これまでに 委員会で付 した意見等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 おおむね妥当（平成23年度） 審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努めること。 2 おおむね妥当（平成24年度） 取組は評価できるが、早急に審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努められたい。 3 妥当（平成25年度） 行政指導指針の調査の実施について検討されたい。 4 妥当（平成27年度） 行政手続制度は的確に運用されているように思われるが、審査基準、標準処理期間、処分基準及び設定率が他市と比較し著しく高いので、市で行っている調査内容について専門委員を活用する等して検証する必要があるのではないか。 5 妥当（平成29年度） 「審査基準」、「標準処理期間」、「処分基準」の設定率の向上に努められたい。 6 妥当（令和5年度） 審査基準等の設定率について、設定することが困難な案件や設定する余地がないものを母数から除き、本来市が設定しなければいけないものに対し、どの程度設定できているかをわかりやすく示すことができるよう母数の考え方について検討されたい。 |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第26条関係

(市民からの要望等への対処)

第26条 市長等は、**市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備する**ものとする。

2 市長等は、**市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答する**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|-------------------------|--|---|
| 70 | 1 | 市民からの要望等の取りまとめ | 市民や団体からの要望等を受け、市の担当課に要望申請書を提出し、対応を依頼(取次事務)し、担当課により直接処理した。 | 市民や団体からの要望等については、市の担当課に要望申請書を提出し、担当課が直接対応した。 要望件数 528件 |
| 71 | 1 2 | 市民からの要望、苦情等の台帳整備及び迅速な対応 | 市民からの要望、苦情等について、受付けたものを、台帳等に整理して処理経過を確認しながら、迅速に対応する。 | 道路関連 要望、苦情等の件数 3,528件 (内訳)処理済件数 3,291件 業者対応件数 96件 下水道関連 要望、苦情等の件数 158件 (内訳)R7年度以降実施 7件 経過観察 11件 処理済 140件 職員対応 51件 契約業者対応 48件 その他 41件 保育関連 陳情・要望 9件 わたしの提案 3件 メールによる問合せへの回答 93件 |
| 72 | 1 2 | 職員の窓口対応等の向上 | 職員の窓口対応等の向上を図るため、接遇マニュアルを作成するとともに、接遇やコミュニケーションを円滑にする研修を実施した。 | 電話や窓口対応の基本を学び、良好なコミュニケーションスキルの確保及び市民サービスの向上に資することを目的に、接遇に係る研修を2講座、コミュニケーションに係る研修を3講座開講した。受講者は、接遇研修133人、コミュニケーション関連研修152人。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|---------------------|---|---|
| 73 | 1 2 | 「わたしの提案（一般提案）」制度の運用 | 市民からの要望、苦情等に対処する仕組みとして、「わたしの提案」の適正な運用を図り、迅速な対応(回答)に努めた。 | 【一般提案の受付件数】 ・一般提案 422件(対応率70.5%) ①対応済(54.6%) ②対応予定(5.5%) ③次年度以降(1.6%) ④代替案で対応(7.1%) ⑤国・県に要請(1.6%) ⑥調査・研究・継続検討(24.6%) ⑦対応困難(4.4%) ⑧その他(0.5%)と分類。 ①～⑤の合計を対応率(70.5%)としている。 |
| 74 | 1 2 | 市民対話事業の実施 | 市民からの意見を政策等へ反映させることを目的に、市民と市長が直接意見を交わす「市民対話事業」を実施した。 | 【市民対話の実績】 あつぎタウンミーティング ・自治会 15回 ・ペピーノの市ブランド化に取り組む団体 1回 ・はたちのつどい実行委員会・アドベンチャー隊 1回 ・出産を控えた夫婦 1回 ・あつぎ温泉郷 1回 (計19回開催) |
| 75 | 1 2 | 市民情報提供システム | 道路の損傷や不法投棄などの身近なまちの課題について、市民等がスマートフォンを使って簡単に通報できるよう市民情報提供システムを運用した。 | 登録件数 539件 投稿件数 852件 道路の損傷個所の投稿が最も多く寄せられており、その他のカテゴリ(公園・不法投棄・落書き・動植物)も少しずつ投稿件数が増加している。 |
| 76 | 1 2 | 意見箱の設置(市立病院) | 患者さん等からの意見や要望を聞くため、院内に意見箱を設置するとともに、その内容に関する対応及び結果の公表を行った。 | 意見箱の設置個所 院内6か所 投書数 151件 回収後、院内の各部署へ周知し、改善が可能な事項については、速やかに対応するように呼び掛けた。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | 要望・苦情等について、迅速に対応していただいている実感はあるが、対応後の報告が無いケースが多いため、報告までしっかりと対応していただきたい。 |

| | |
|-------------------|---|
| これまでに委員会で付した意見等 | <p>1 おおむね妥当（平成22年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれない。</p> <p>2 おおむね妥当（平成23年度） （1）要望、苦情等に対処するためのより適切な仕組みを更に検討してほしい。 （2）特に苦情処理についての職員の啓発に心掛けてほしい。</p> <p>3 おおむね妥当（平成24年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれない。</p> <p>4 妥当（平成27年度） 市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたい。</p> <p>5 妥当（平成29年度） 引き続き、市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたい。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 27 条関係

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------------|--|--|
| 77 | 1 | 行政不服審査制度活用のマニュアル作成等 | 行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、行政不服審査制度に関する市民の方向けのマニュアルを作成し、活用を図った。 | 行政不服審査制度の活用のために作成した市民の方向けのマニュアルを、市政情報コーナーや行政処分を行う担当課の窓口を設置し、活用した。 【審査請求の実績】 ・前年度からの繰越件数 2件 ・申立件数 4件 ・行政不服審査会への諮問件数 1件 ・裁決の件数 5件 （内訳） 認容 1件 棄却 1件 却下 3件 ・審査中の件数 1件 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|--|
| これまでに委員会で付した意見等 | <p>1 妥当（平成22年度） 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。</p> <p>2 おおむね妥当（平成23年度） 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。また、行政不服審査制度のマニュアルの作成を早急に進められたい。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 28 条関係

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------------|---|---|
| 78 | 1 | 「わたしの提案（政策提案）」制度の運用 | 市民からの要望、苦情等に対処する仕組みとして、「わたしの提案」の適正な運用を図り、迅速な対応(回答)に努めた。 | 【政策提案の受付件数】 ・政策提案 0件 |
| 79 | 1 | 意見箱の設置（市立病院） | 患者さん等からの意見や要望を聞くため、院内に意見箱を設置するとともに、その内容に関する対応及び結果の公表を行った。 | 意見箱の設置個所 院内6か所 投書数 151 件 回収後、院内の各部署へ周知し、改善が可能な事項については、速やかに対応するように呼び掛けた。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | 「わたしの提案（政策提案）」制度について、様式の見直しだけでなく、一般提案との統合や制度そのものの廃止等、踏み込んだ検討をしていただきたい。 |

| | |
|-------------------|--|
| これまでに委員会で行った意見等 | <p>1 不十分（平成23年度） 政策提案をしっかりと受け止める制度を整備すること。わたしの提案制度を政策提案の制度として用いるのであれば、さらに、市全体での対応と公表を仕組みに盛り込まなければ不適切である。</p> <p>2 おおむね妥当（平成24年度） 取組については評価できるが、「わたしの提案制度」を政策提案制度として再構築することが求められる。また、その際には、市全体での対応と公表の仕組みを盛り込まれたい。</p> <p>3 おおむね妥当（平成25年度） わたしの提案制度を政策提案の仕組みとして再構築したことは評価できるが、今後、本規定を適切に運用すること。</p> <p>4 おおむね妥当（平成26年度） 「わたしの提案」制度により、提出された政策提案の意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表すべきである。また、市民が政策提案を提出しやすいように様式を整備するとともに、政策提案の分かりやすい記載方法等について周知に努められたい。</p> <p>5 おおむね妥当（令和6年度） 「わたしの提案（政策提案）」制度のハードルが高いと感じる。提案しにくい仕組みなのであれば、政策提案の制度自体について、改めて検討していただきたい。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 29 条関係

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、**関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努める**ものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により**市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表する**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|------------------|---|---|
| 80 | 1 2 | 市民参加 条例の運用・周知 | 条例や計画、重要施策等の制定・改廃に際し、市民参加の機会を設け、市民の意見の把握に努めることを目的に、適正な運用を行うとともに、意見に対する見解等を公表した。 | 対象行為 68件 うち手続を実施したもの 19件 手続を実施しないもの 49件 市民参加条例の適切な運用を図ることにより、市民への情報提供と多様な市民参加の機会を設け、市民の意思に基づくまちづくりを推進した。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|------|
| これまでに委員会で行った意見等 | 特になし |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 30 条関係

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、**総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努める**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|----------------|---|--|
| 81 | 1 | 住居表示整備事業 | 「住居表示に関する法律」に基づき、住居表示を実施することにより、住所の混乱や不便を解消し、分かりやすいまちづくりを推進した。 | 令和6年度は住居表示を実施していないため、実績なし。 |
| 82 | 1 | 中町第2-2地区周辺整備事業 | 中町第2-2地区周辺については、利便性の高い地域として複合施設とその周辺環境の整備を進め、魅力とにぎわいあふれる拠点都市を目指す。 | 本体建設工事概要説明会 6月29日 参加者27人 複合施設実施設計概要説明会 7月7日 参加者41人 複合施設の愛称に係る市民投票 12月15～1月17日 1989票 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | 市民生活に重大な影響を与える事業は他にもたくさんあると思われる。「総合計画に定める重要な事業」について判断基準を設けるなど、適正な運用がなされるよう努めていただきたい。 |

| | |
|-------------------|---|
| これまでに委員会が付した意見等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね妥当（平成22年度） 市全体に影響を及ぼす公共事業については、広く市民に対して丁寧な説明をされたい。 |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 逐条解説の改訂が必要 より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。 |

第31条関係

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|----------------------|--|--|
| 83 | 1 2 | 審議会等の設置及び運営についての庁内方針 | 市民参加条例、同施行規則、附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、審議会等の委員を選任した。また、審議会等の委員の選任区分のうち学識経験者については、選任理由の詳細を公開した。 | 各審議会の運営状況について取りまとめるとともに、市ホームページにおける委員名簿の統一化を図った。 |
| 84 | 3 | 会議の公開等に関する庁内方針 | 情報公開条例第26条の規定に基づく「会議等の公開に関する指針」を庁内統一の指針とし、審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。 | 審査会等の開催予定を市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で周知するとともに、会議録についても市政情報コーナーに備え置き閲覧に供するほか市ホームページに掲載した。また、各実施機関の相談に応じ、説明責任を果たすための取組を推進した。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|----------------------------|----------------------------------|--|
| 85 | 3 | 厚木市立 病院運営 審議会の 運営 | 病院運営に関する事項等について、審議を行い、会議の公開に努めた。 | 会議実施日(計4回) ・令和6年6月17日 ・令和6年8月27日(書面会議) ・令和6年12月17日 ・令和7年3月10日 会議は、原則、傍聴可とし、会議録も市立病院ホームページで公開した。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|---------------------------|---|
| これまでに 委員会で付 した意見等 | <p>1 おおむね妥当（平成22年度） (1) 委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 (2) 公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。 (3) 非公開とすべき会議を除き、今後とも確実に公開することが求められる。</p> <p>2 妥当（平成23年度） 委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。</p> <p>3 妥当（平成24年度） (1) 委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 (2) 公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。</p> <p>4 妥当（平成25年度） (1) 公募内容を周知し、応募率を高めるよう努められたい。 (2) 学識経験者の選任の根拠を示すべきである。</p> <p>5 妥当（平成29年度） (1) 女性委員の更なる登用に努められたい。 (2) 会議録に発言者名を明記することを検討されたい。</p> |
| 令和4年度 見直し(総点 検)での結果 | <p>改正不要 条文から「その他これに類する機関」を削除するか否か見直しを行ったが、現状、厚木市に「その他これに類する機関」は存在しないため、自治基本条例推進委員会からの答申のとおり、現在の規定でも影響等がないことから規定の改正は行わないものとした。</p> |

第 32 条関係

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|----------------|--|---|
| 86 | 1 | 厚木市市民協働推進条例の運用 | 平成 24 年度に制定した市民協働推進条例の基本原則において、団体の自主性・自立性について規定した。 | コミュニティ団体の自主的な活動を支援するため、自治会活動補助金や市民活動推進補助金を交付したほか、ボランティア相談や市民活動団体向けの講座などを実施した。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|---------------------|------|
| これまでに委員会で行った意見等 | 特になし |
| 令和 4 年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 33 条関係

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、**コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備する**ものとする。

2 市長等は、**必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援する**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--------------------|---|--|
| 87 | 1 | 厚木市市民協働推進条例の制定及び運用 | まちづくりの問題解決に向けて、コミュニティ団体との協働を進める仕組みとして、市民協働推進条例を制定し運用した。 | 市民協働推進委員会において条例の運用状況を点検し、意見書を市に提出した。 |
| 88 | 1 | 市民協働事業提案制度 | 市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度を運用した。 | 実施件数 5件 ・あつぎ気候市民会議展開事業 2024 ・あつぎ夢プロジェクト ・厚木かるた大会 ・ハーモニカのまち復興プロジェクト ・多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業 |
| 89 | 1 | 防犯活動事故見舞金制度の運用 | 防犯活動中の事故等により、神奈川県「事故給付金制度」の給付を受けた市民に事故見舞金を交付し、安心して防犯活動に参加できる環境を整備する。 | 対象者なし |
| 90 | 1 | セーフコミュニティの推進 | 市民、各種団体、行政などが連携・協力して、事故やけがの予防対策に取り組むことにより、市民が安心・安全で健康に暮らせるまちをつくる。 | 取組の方向性や方針などを決定するセーフコミュニティ推進協議会の下、7つの対策委員会や 16 の安心・安全セーフコミュニティ推進地区などが地域の実情に応じた対策を検討・実施した。 |
| 91 | 1 | 輝き厚木塾の開設 | 市民の多様な学習意欲に応えるため、生涯学び続ける機会を提供し市民自らが講師となり、自主企画・運営を基本とする講座を行い、市民と行政の協働による生涯学習を展開した。 | ・前期講座(5月～8月開催) 79 講座 受講者数 730 人 ・後期講座(10月～1月開催) 84 講座 受講者数 788 人 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--|--|---|
| 92 | 1 | あつぎ市民芸術文化祭開催事業 | 市民及び文化芸術団体等と連携、協働により各事業を積極的 に取り組み、文化芸術活動の 推進を図る。 | ・あつぎ青空アート展 ～第31回野外彫刻造形展～ ・第60回市民文化祭 ・市民芸術祭 ・第9回あつぎミュージック フェスティバル (文化会館の改修工事により一部事業 は事業内容の変更及び関係者のみの 観覧) |
| 93 | 2 | 厚木市水 辺パート ナー制度 | 美しい潤いある水辺環境づくり を推進し、河川愛護意識の向 上を図るため、市が管理する河 川・親水施設において、清掃、 除草、樹木剪定等のボランティ ア活動を行う市民団体等を水 辺パートナーとして認定し、清 掃用具、樹木剪定用具等の支 給を実施する。 | 実施件数 0件 |
| 94 | 2 | 水路美化 活動(ま ち美化パ ートナー 制度)の 支援 | 水路用地を活用して環境美化 活動を行うまち美化パートナー 登録団体に対して、花壇への 花卉の配布や肥料等の配布を 行い、活動を支援した。 | 支援物資(花卉等) 777鉢 ・スーパートレア 210鉢 ・マリーゴールド 40鉢 ・ブルーサルビア 60鉢 ・ジニア プロフェュージョン 80鉢 ・コキア 40鉢 ・ペンタス 164鉢 ・パンジー 183鉢 |
| 95 | 2 | 花未来事 業の実施 | 市内登録団体が公園花壇の植 栽及び育成管理を行うボランテ ィア活動に対し、年2回(春植 え、秋植え)、花苗等を配布し た。 | 66団体が69公園で植栽等活動を実 施した。 (春植え・秋植えの年2回) |
| 96 | 2 | 地域緑化 ・公共緑 化事業の 実施 | ボランティア団体が自主的に市 内の公共的な場所及び公共施 設の緑化を図る運動に対し、年 2回(春植えと秋植え)、花苗等 を配布した。 | 登録団体数10団体のうち、6団体が6 箇所植栽等活動を実施した。 (春植え・秋植えの年2回) |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|---------------|--|---|
| 97 | 2 | 自治会活動補助金の交付 | 自治会の健全な運営及び活動の推進を支援するため補助金を交付した。 | 自治会活動補助金交付件数 213件 |
| 98 | 2 | 地域づくり推進補助金の交付 | 地域の住民が連携し、その地域の特性をいかし、活力ある地域づくりを目指すための活動を行う地域づくり推進委員会の活動を支援するため補助金を交付した。 | 地域づくり推進事業補助金交付 15件 |
| 99 | 2 | 市民活動推進補助金の交付 | 市民活動を推進し、活力ある地域社会の発展と市民福祉の向上に資することを目的に、市民活動推進補助金を交付した。 | 市民活動推進補助金交付件数 13件 |
| 100 | 2 | 市民活動補償制度の運用 | 市内に活動の拠点を置く市民活動団体等が安心して市民活動を行えるよう市民活動中の事故について補償を行った。 | 傷害事故件数 5件 賠償事故件数 2件 |
| 101 | 2 | 公民館事業交付金の交付 | 公民館事業は、公民館と地区の団体との協働で実施しており、文化振興事業、スポーツ及びレクリエーション推進事業、コミュニティづくり推進事業、公民館まつり等の事業開催に当たって、各地区団体の代表者等で組織する公民館運営委員会等に対して、交付金を交付した。 | 令和6年度 交付団体:15団体 交付金交付額 合計 16,600,320円 |
| 102 | 2 | 体育団体育成事業 | 生涯スポーツ、レクリエーションの普及振興を図るため、厚木市レクリエーション協会、厚木市スポーツ少年団連絡協議会及び厚木市地区体育振興会長連絡協議会に対し運営に要する経費の一部を補助した。 | 厚木市レクリエーション協会 296,000円 スポーツ少年団連絡協議会 252,000円 厚木市地区体育振興会長連絡協議会 130,000円 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|------------------------------|---|---|
| 103 | 2 | 競技力向上支援事業 (競技団体選手強化事業) | 公益財団法人厚木市スポーツ協会及び厚木市レクリエーション協会加盟団体等が、選手強化を目的として実施する事業に対し交付した。 | 競技団体選手強化補助金交付 2件 |
| 104 | 2 | 地域美化清掃及び年末美化清掃による地域美化活動への支援 | 自治会等が実施する地域美化清掃及び年末美化清掃のゴミ収集を行うとともに、ビニール袋の提供等を行い支援した。 | 地域美化清掃 188団体 年末美化清掃 213自治会 |
| 105 | 2 | セーフティーベストの着用による防犯活動の実施 | セーフコミュニティ推進地区を始めとした各種防犯協力団体等へセーフティーベストを配付して、自主防犯活動を促進する。 | 1 セーフティーベスト購入枚数 300枚 2 セーフコミュニティ推進地区 配布枚数 80枚(5枚×16地区) 3 その他防犯協力団体 配布枚数 68枚(15団体) |
| 106 | 2 | 地域の青色回転灯搭載車への支援 | 地域の自主防犯活動を強化し、犯罪の発生しにくい環境をつくるため、個人の車両を青色回転灯搭載車(青パト)として運用し、日々の自主防犯活動を行っている団体に補助金を交付する。 | 補助団体 自治会やNPO法人など 15団体 青パト登録台数 136台 |
| 107 | 2 | コミュニティ団体が行うセーフコミュニティ活動に対する支援 | 地域におけるセーフコミュニティ活動の活性化に向けて、地域の安心・安全に関する課題抽出や対策などを行う研修会等に対する支援を行う。 | セーフコミュニティ推進地区や自治会等の要望により、地域が自主的に実施する安心・安全に関する研修会を通して、地域の安心・安全の取組を支援した。 ・地域安心・安全研修会 23回、566人 |
| 108 | 2 | 道路里親制度事業 | 道路里親制度登録団体に対し、植栽帯用の草花や必要物品を支給し活動を支援した。 | 支援額 4,548,248円 (内訳) 原材料費 4,267,514円 消耗品費 280,734円 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-------------------|---|--|
| 109 | 2 | 郷土芸能の公開活用 | 相模人形芝居、ささら踊り、相模里神楽、古式消防、厚木太神楽、双盤念仏等の郷土芸能保存団体に、市の事業として多くの公演の場を提供し、必要に応じて自主公演を支援する。 | <p>1 第22回郷土芸能まつり</p> <p>(1)郷土芸能発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程 令和6年11月2日(土) ・場所 厚木シティプラザ ・来場者数 149人 <p>(2)相模人形芝居特別公演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和6年11月16日(土) ・場所 厚木シティプラザ ・来場者数 162人 <p>2 郷土芸能普及公演 計28回実施 鑑賞者数計2,541人</p> <p>3 郷土芸能出前体験教室 11回実施 参加延べ人数430人</p> <p>4 郷土芸能学校 12回実施 参加延べ人数29人</p> <p>5 厚木市文化会館リニューアル記念公演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程 令和7年1月5日(日) ・場所 厚木市文化会館 ・来場者数 600人 |
| 110 | 2 | 各種障がい者団体等への補助金の交付 | 障がい者の福祉向上を図るため、障がい者団体・ボランティア団体の運営に要する経費に対して、補助金交付要綱に基づき補助金を交付した。 | <p>交付団体と交付金額</p> <p>1 身体障害者福祉協会 1,450,000円</p> <p>2 点訳赤十字奉仕団 63,000円</p> <p>3 録音赤十字奉仕団 63,000円</p> <p>4 誘導赤十字奉仕団 63,000円</p> <p>5 手話サークル「あゆの会」 63,000円</p> <p>6 あつぎ筆記通訳「道」 50,000円</p> <p>7 視覚障害者協会 50,000円</p> <p>8 聴覚障がい者協会 50,000円</p> <p>9 手をつなぐ育成会 90,000円</p> <p>10 精神保健福祉促進会 「フレッシュ厚木」 50,000円</p> <p>11 自閉症児者親の会 50,000円</p> <p>12 神奈川県障害者スポーツ大会 30,000円</p> |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-------------|--|---|
| 111 | 2 | 青少年関係団体への支援 | 青少年の健全育成を推進するため、青少年の健全育成等に取り組む青少年関係団体の運営及び事業を支援した。 | 1 青少年指導員連絡協議会 補助金：246,000円 会議開催：12回、研修会：4回 2 青少年健全育成会連絡協議会 補助金：350,000円 会議開催：12回、研修会：2回 3 子ども会育成連絡協議会 補助金：700,000円 2,163,198円 (53単位子ども会) 交付金：1,400,500円 (19小学校区子ども会) 会議開催：23回、研修会：1回 4 ジュニアリーダーズクラブ 連絡協議会 補助金：200,000円 会議開催：12回、研修会：9回 5 ボーイスカウト・ガールスカウト 補助金：172,000円(4団) 6 児童館運営委員会 (市内38児童館ごとに設置) 会議開催：6回、研修会：2回 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|---|
| これまでに委員会で付した意見等 | 1 妥当（平成25年度） 市民協働事業提案制度は、活動団体が事業を実施しやすくなるよう予算や事業実施方法等について、より柔軟な対応を検討されたい。 |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。 |

第34条関係

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、**必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援する**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|----------------------------------|-------------------------------------|--|
| 112 | 3 | 厚木市地域づくり推進事業補助金(地区市民自治推進組織割分)の交付 | 地域の独自性を尊重した地域活動の実施を支援するため、補助金を交付する。 | 地域づくり推進事業補助金(地区市民自治推進組織割分)を15地区に交付した。 また、地域づくり推進委員会の活動実績を全15地区の公民館・地区市民センターで共有した。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input type="checkbox"/> 妥当 <input checked="" type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | 地域づくり推進事業の活動結果を公表することについて引き続き検討されたい。 |

| | |
|-------------------|---|
| これまでに委員会で付した意見等 | <p>1 評価不能（平成22年度～平成24年度） （1）地区市民自治推進組織が活動を開始するまで、評価不能。 （2）地区市民自治推進組織の設置に向けて、積極的に取り組まされたい。</p> <p>2 評価不能（平成25年度） 市民による地区市民自治推進組織の設置を促進すべく、組織の枠組みを示す等の具体的な検討に取り組まされたい。</p> <p>3 評価不能（平成26年度） 地区市民自治推進組織の設置について引き続き協議を進められたい。</p> <p>4 おおむね妥当（平成27年度） 市による地区市民自治推進組織に関する取組が進展していることは評価できる。取組が開始されたばかりなので、今後の活動状況を見守りたいたい。</p> <p>5 おおむね妥当（令和5年度） 地域づくり推進事業の活動結果を公表することについて検討されたい。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 35 条関係

(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、**必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援する**ものとする。

(1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成

(2) まちづくりに取り組む人材の育成

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|----------------|--|---|
| 113 | 2 | 健康あつぎ推進リーダーの実施 | 第3次健康食育あつぎプランを推進するため、健康あつぎ推進リーダーに対し、知識の向上を目的に育成研修を実施するとともに、健康に関する様々な講座を開催した。 | 養成講座 11回 参加数(延べ数)63人 修了者6人 自主講座・出前講座 37回 参加リーダー数延189人、 参加者延973人 打合せ、研修等 18回 参加リーダー数延173人 |
| 114 | 2 | 食生活改善推進事業の実施 | ボランティアとして地域で自主的な食育の推進及び食生活改善活動を実践する食生活改善推進員を養成する講座を開催した。 食生活改善推進員を対象に知識及び技術向上を目的に育成研修会を実施した。 地域で食生活改善に関する知識や調理技術を普及させ食育を推進するため、食生活改善推進団体に全公民館を会場に調理講習会を委託した。 | 食生活改善推進員養成講座 2コース 20回 参加者(延べ数) 241人 修了者26人 食生活改善推進員育成研修会 4回 参加者数 79人 地区食育推進事業委託 15回 参加者数 171人 |
| 115 | 2 | あつぎ市民ふれあい都市宣言 | 「市民ふれあい都市」を平成 27年2月1日に宣言した。人と人とのつながりを深め、ふれあいの3つの柱「家庭づくり」「地域づくり」「まちづくり」の取り組みを着実に推進するため、様々な形で周知した。 | 本庁舎横断幕設置・のぼり旗の設置、啓発物品(ネオクリップ)の配布 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|------------------------------|--|---|
| 116 | 2 | 市民活動を推進するための講座の開催 | まちづくりの担い手である市民活動団体等を対象に、市民活動を効果的に実践するための手法、知識及び技能を習得するための講座を実施した。 | ボランティアスタートアップ講座 講師 社会福祉法人 座間市社会福祉協議会 地域福祉課 三田 響子 開催日 令和7年3月1日 参加者数 16人 |
| 117 | 2 | まちなか活性化事業の実施 | 厚木市まちなか活性化プロジェクトと大学生が協働して、「にぎわいアドベンチャー隊」を立ち上げ、イベント等の企画・運営等を実施する。 | SNSを活用した厚木の魅力発信のほか、ハロウィンイベントやイルミネーション、スタンプラリー、よしもとお笑いライブ等を実施した。 また、商店会員が、自らの商店会の魅力を動画にし、発信するなど新たな試みを行った。 |
| 118 | 2 | まちなか活性化事業の実施 | 商業の活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出を目的に広く商業者及び学識経験者等から意見を聴取し、今後の中心市街地活性化の施策を反映させる「厚木市まちなか活性化プロジェクト」を開催した。 | ・厚木市まちなか活性化プロジェクト会議 第1回会議 令和6年4月24日(水) 第2回会議 令和6年7月10日(水) ・にぎわい美化清掃 33回、130人 |
| 119 | 2 | コミュニティ団体が行うセーフコミュニティ活動に対する支援 | 地域にセーフコミュニティ総合指導員等を派遣し、セーフコミュニティの研修会を行い、安心・安全活動に対する意識の醸成を図る。 | 地域や大学などで27回、1413人に対し研修を行った。 |
| 120 | 2 | 市民参加及び市民協働に関する周知・啓発 | 市民参加及び市民協働に関する取組を周知するため、「広報あつぎ」への掲載等を行った。 | 市民協働提案事業及び市民活動推進補助金の周知 市民協働に関する研修の周知 夏休みボランティア体験 市民参加手続実施予定の公表 ほか |
| 121 | 2 | 夏休みボランティア体験 | 次世代の市民協働の担い手である若い世代に、ボランティア活動の機会を提供し、まちづくりに興味を持てる機会を提供した。 | 実施期間 7月20日～8月21日 参加者数 22人 受入団体数 10団体 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-------------------|---|--|
| 122 | 2 | ボランティアに関する相談事業の実施 | ボランティア活動に悩みを抱えている団体や、ボランティアに興味を持つ方からの相談に対し、助言等を行った。 また、市民活動団体の活動内容に対し、講座やアドバイスを実施するコーディネート事業を実施した。 | ボランティア相談員による相談件数 4件 窓口等職員による相談件数 5件 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|--|
| これまでに委員会で付した意見等 | 1 おおむね妥当（平成22年度） 人材を生かす取組につなげるよう検討されたい。 |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第 36 条関係

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--------------|---|--------------------------------------|
| 123 | 1 | 厚木市住民投票条例の制定 | 厚木市自治基本条例第 36 条第1項の規定に基づき、厚木市住民投票条例を制定した。 | 令和6年度末時点では、本市において、住民投票に関する請求や相談等はない。 |

| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
|----------|---|
| 委員会からの意見 | 第二項については、住民投票が実施されない限り評価ができないが、第一項に基づき条例を定めていることから妥当と判断する。 |

| | |
|-------------------|--|
| これまでに委員会が付した意見等 | 1 評価不能（平成22年度～令和5年度） 第二項については住民投票が行われない限り、評価不能 2 妥当（令和6年度） 第二項については、住民投票が実施されない限り評価ができないが、第一項に基づき条例を定めていることから妥当と判断する。 |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | 特になし |

第37条関係

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、**必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努める**ものとする。

2 市民、議会及び市長等は、**厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努める**ものとする。

3 市民、議会及び市長等は、**国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努める**ものとする。

4 市長等は、**連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進める**ものとする。

5 市長等は、**市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援する**ものとする。

〔運用状況〕

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--------------------------|--|---|
| 124 | 1 | 災害時等における国、県、市町村との各種協定の締結 | 大規模地震対策特別措置法及び厚木市地域防災計画に定める防災訓練として実施するもので、災害対応能力の強化と市民の防災意識の一層の高揚による防災力の向上及び不測の事態にも対応できる行動力を養うことを目的として年1回実施した。 | 国、県、市町村と締結した災害時等における相互援助等を目的とした協定に基づき、防災訓練等の実施に当たり、相互協力に努めた。 |
| 125 | 1 | 防災姉妹都市との連携強化 | 防災訓練等を実施し、防災姉妹都市との連携強化を図る。 防災姉妹都市：埼玉県狭山市、山梨県北杜市、栃木県栃木市、岩手県釜石市 | 埼玉県狭山市との情報受伝達訓練を実施した。 山梨県北杜市、栃木県栃木市及び岩手県釜石市と、新たに災害協定を締結した。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-------------|--|---|
| 126 | 1 | 近隣市町村との広域連携 | <p>次の広域団体等に参加し、活動を行った。</p> <p>1 県央やまなみ協議会 ※令和6年度に広域行政連絡会から名称を変更 厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村、(以下、オブザーバー)神奈川県県央地域及び湘南地域県政総合センター、小田急電鉄株式会社、神奈川中央交通株式会社、中日本高速道路株式会社、株式会社神奈川新聞社、株式会社横浜銀行、学校法人松蔭学園松蔭大学</p> <p>2 厚木愛甲まちづくり研究会 厚木市、愛川町、清川村</p> <p>3 厚木市海老名市広域行政研究会 厚木市、海老名市</p> <p>4 県央相模川サミット 厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町、清川村、神奈川県県央地域県政総合センター(オブザーバー)</p> | <p>1 県央やまなみ協議会 (1)県央やまなみ地域における広域連携の強化に関する協定に基づく取組を推進した。 (2)広域連携の新たな取組への財政支援等、24項目について、神奈川県に要望書を提出した。</p> <p>2 厚木愛甲まちづくり研究会 (1)県央やまなみ協議会と連携し、広域観光イラストマップの制作を行った。 (2)人口減少・少子高齢化への対応等に向け、広域行政の拡充に向けた研究に取り組んだ。</p> <p>3 厚木市海老名市広域行政研究会 次の項目について意見交換を実施した。 (1)公共施設及び附帯駐車場の使用料等に関する取組について (2)複合施設の整備に関する取組について</p> <p>4 県央相模川サミット 次の項目について協議を行った。 (1)水の事故防止に向けた取組について (2)橋本駅周辺のまちづくりについて (3)相模川流域の防災対策について (4)カーボンニュートラルの推進について</p> |
| 127 | 1 | 消防の広域化 | <p>清川村からの消防の事務委託依頼に伴い、清川村内における災害対応はもとより、本市の市民サービスの向上や財政負担の軽減を図るため、消防の広域化(消防事務委託)を引き続き実施している。</p> | <p>平成28年4月1日から消防の広域化(消防事務委託)を継続的に実施している。</p> <p>令和6年度 清川村からの消防広域化経費負担金 決算額 138,895,736円 火災件数 1件 救急件数 244件 救助件数 8件 警戒件数 8件</p> |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-----------------------|---|---|
| 128 | 1 | 首都圏業務核都市首長会議構成市との連携 | 業務核都市の形成・整備を促進し、自立都市圏の形成を先導するため、首都圏業務核都市首長会議において、業務核都市の首長が意見交換、連絡調整等を行った。 | 業務核都市21市による「首都圏業務核都市首長会議」において、意見交換や国土交通省への要望活動を実施した。 次の4項目について、国土交通省宛て要望書を提出した。 1 地域の拠点及び首都機能のバックアップ拠点としての役割に係る交通インフラの整備促進 2 業務核都市の一層の活用 3 都市環境インフラの保全、再生、創出 4 デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開 |
| 129 | 1 | セーフコミュニティに取り組む自治体との連携 | 国内のセーフコミュニティに取り組む自治体で、セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会を組織し、相互に連携・交流を図る。 | セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会を開催し自治体間の連携や情報交換、交流を図った。 |
| 130 | 1 | 消費生活相談業務に関する清川村との協定 | 清川村との協定に基づき、本市の消費生活センターで清川村民からの消費生活相談を受ける。 | 令和6年度の清川村民の相談件数は16件 清川村から厚木市に460千円の負担金が納入 |
| 131 | 1 | 公共図書館の広域利用・相互利用 | 1 県央地区8市1町1村 県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による地区内全ての図書館の広域利用を実施 2 平塚市 相互利用協定を締結し、図書館相互利用を実施 | 広域利用登録者(平塚市相互利用を含む):8,966人 ※システム更新により登録者データの整理が可能となったため、登録者数が減少した。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-----------------------|--|---|
| 132 | 2 | あつぎ食ブランド推進事業 | <p>1 目的 過去に都道府県以上の食のコンテストなどで入賞したものや、古くから市民に愛され続けるものをあつぎ食ブランドとして認定し、食を通じた観光振興を図る。</p> <p>2 認定 あつぎ食ブランド選定委員会に審査を依頼し、あつぎ食ブランド認定基準に適合すると認めたときは、あつぎ食ブランドと認定する。現在 60 品があつぎ食ブランドとして認定されている。</p> <p>3 認定期間 認定の決定があった日から3年後の日の属する年度の3月31日まで</p> | <p>あつぎ食ブランドを紹介するパンフレット等を作成したほか、海老名市で開催されたおだきゅうFamily Funフェスタ2024に出展し、OECのPRを行い、本市の魅力を周知した。</p> <p>パンフレット作成部数=20,000部 新規認定品=1品</p> |
| 133 | 2 | 観光プロモーション事業 | 本市の観光情報を広く紹介宣伝し、観光客の誘致拡大を図るとともに、ターゲットを絞った効果的な情報発信の取り組みを進める。 | <p>厚木市内を中心としたハイキングマップ「厚木ハイキングマップ」を修正、増刷し、ハイカーに利便性の高い情報提供を行った。また、厚木PAにパンフレットの配架を行い本市の魅力を広くPRした。</p> <p>増刷部数：10,000部</p> |
| 134 | 2 | にぎわいまちの魅力創造事業の実施 | 季節感あふれるイベントの実施を通じ、中心市街地の楽しさを来街者に提供、発信することで、街の魅力を引き出し、地域内のにぎわい創出とイメージアップ、商業の活性化を図るイベントを開催した。 | <p>「あつぎジャズナイト2024」を開催し、約12,000人の来場があった。</p> <p>「あつぎイルミネーション2024」は10月26日から1月13日までの期間で、本厚木ミロード及び小田急電鉄との共催で、本厚木駅前を装飾した。</p> |
| 135 | 2 | にぎわい爆発あつぎ国際大道芸開催事業の実施 | 中心市街地の複数の会場で、市内外からの来街者が大道芸を鑑賞できるイベントを開催する。 | 「にぎわい爆発あつぎ国際大道芸2024」は、11月9・10日の2日間、中心市街地の11箇所を会場として開催した。来場者は2日間で3万8千人。 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|-----------------------------------|---|---|
| 136 | 2 | 郷土が誇る伝統芸能の公開・普及 | 国指定重要無形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財「相模人形芝居」の保存団体である4市5座の公演及び県指定重要無形民俗文化財「相模のささら踊り」の保存団体である6市8団体の公演を共催することにより、市の伝統芸能について広く情報発信に努める。 | <p>1 第46回相模ささら踊り大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程 令和6年7月24日(水) ・場所 荻野運動公園 ・参加団体 愛甲・長谷ささら踊り盆唄保存会(厚木市) 足柄ささら踊保存会(南足柄市) 綾瀬ささら踊り保存会(綾瀬市) 秦野ささら踊り保存会(秦野市) 海老名ささら踊り保存会(海老名市) 葛原芸能保存会(藤沢市) <p>2 第52回相模人形芝居大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程 令和7年3月16日(日) ・場所 南足柄市文化会館 ・参加団体 相模人形芝居長谷座、 林座(厚木市)、足柄座(南足柄市)、 下中座(小田原市)、前鳥座(平塚市) |
| 137 | 2 | 様々なメディアを利用した市内外への情報発信及びシティセールスの推進 | 市の魅力や特性となる地域資源などを市内外へ効果的に情報発信し、本市に対する評価や期待を高めることにより、市内在住者や来訪者の満足度を向上させ、定住・交流人口の増加、地域の活性化に向けた取組を実施した。 | <p>市の魅力や特性となる地域資源を様々な媒体を通じて市内外へ効果的及び積極的に情報を発信し、シティセールスの推進に努めた。</p> <p>■媒体</p> <p>広報あつぎ、ポスター、パンフレット、市ホームページ、インスタグラム、エックス、あつぎ愛テレビ(CATV)、デジタルサイネージ(あつナビ)、ユーチューブ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、イベントなど</p> <p>■令和6年度主なPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報あつぎ 市の魅力などを紹介(R6.4.1~R7.3.31) ・子育て移住・定住ガイド「あつぎとつぎへ」を作成、発行10000部(R 7. 3.31) ・ケーブルテレビ 広報紙と連動した番組の放映(R6.4.1~R7.3.31) ・PR動画の作成 ・FMヨコハマでの放送「エリアナビ」 ・TVKでの放映「猫のひたいほどワイド」 ・日刊紙にイベントの広告を掲載 ・インスタグラムやユーチューブなどを活用して、市の魅力を発信 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|--------|--|--|---|
| 138 | 1 3 | スポーツ交流事業 | 国内外の友好都市等とスポーツを通じた交流を進め、スポーツ活動の普及振興を図るとともに、相互理解と友好親善を図る目的に厚木市の選手団派遣や横手市の選手団受入れをする。 | 友好都市の秋田県横手市の「よこてシティハーフマラソン」への選手派遣を行った。 揚州市鑑真国際ハーフマラソンへ選手2名を派遣した。 |
| 139 | 3 4 | 海外及び国内の友好都市との交流への市民参加と事業実績及び交流予定事業の公表 | 海外及び国内の友好都市との交流事業の実施に当たっては、その目的や内容を公表し、派遣や受入れについて、市民参加を得て実施するとともに、交流実績及び交流予定事業について、その内容等を市ホームページ上で公表する。 | 揚州市友好都市締結40周年記念訪問団として公募市民10人を派遣、あばしりオホーツク流氷まつり市民訪問団として公募市民10人を派遣した。 また、市民交流プラザにおいて友好都市を紹介する展示を開催した。 年間の交流予定及び実績を市ホームページ上で公表するとともに、友好交流ニュースレターを年2回発行し、市ホームページ上で公表した。 |
| 140 | 4 | 事業の実施状況を健康こどもみらい部フェイスブック上で公開(あばしり青少年自然文化体験研修事業・よこて青少年自然文化体験研修事業) | あばしり青少年自然文化体験研修・よこて青少年自然文化体験研修について、子どもたちの現地での活動状況について、健康こどもみらい部フェイスブックを活用して配信することにより、参加者の保護者や市民に対して事業への理解を得る事を目的とする。 | 【投稿件数】35件 北海道網走市滞在中の訪問団の様子や、秋田県横手市の訪問団の受入れの様子を健康こどもみらい部フェイスブックにて配信し、延べ315件の「いいね」や「コメント」があった。 |
| 141 | 3 | グローバル教育交流事業 | ニュージーランドとの交流事業の実施に当たっては、その目的や内容を公表し、市民参加を得て実施するとともに、留学プログラムにおいては、実績報告会の実施や報告会の様子を市ホームページ上で公開する。 | 1 ニュージーランド留学プログラム 参加者 市立中学校生徒10人 2 ニュージーランドの学校とのオンライン交流 市立小学校1校で実施 |

| No. | 項 | 名称 | 目的と内容 | R6年度実績 |
|-----|---|--------------------|--|---|
| 142 | 5 | 厚木市国際交流事業補助金の利用促進等 | 市民相互の国際交流の輪を発展させるため、「厚木市国際交流事業補助金交付要綱」に基づき、支援を実施する。 | 湘北短期大学が実施したオーストラリアニューカッスル大学との交流事業、厚木市剣道連盟が実施した韓国軍浦市との交流事業及び厚木市バトミントン協会が実施した韓国軍浦市との交流事業に対し、補助金を交付した。 |
| 143 | 5 | 国内都市との交流促進制度の確立 | 市民が主体となって進める国内友好都市との交流事業をより一層促進するため、「厚木市国内友好都市交流事業補助金交付要綱」に基づき支援を実施する。 | 厚木市バスケットボール協会が実施した糸満市との交流事業に対し、補助金を交付した。 |

| | |
|----------|---|
| 点検結果 | <input checked="" type="checkbox"/> 妥当 <input type="checkbox"/> おおむね妥当 <input type="checkbox"/> 不十分 |
| 委員会からの意見 | |

| | |
|-------------------|--|
| これまでに委員会で行った意見等 | <p>1 おおむね妥当（平成22年度）</p> <p>（1）情報発信を効果的に行うため、PR方法に様々な方策を取り入れるべきである。また、市外の人々の意見をまちづくりに生かすための取組も検討されたい。</p> <p>（2）継続的に交流することが肝要ではないか。</p> <p>（3）市民に対して積極的に交流事業の周知を図られたい。</p> <p>（4）国内の人々との交流のための制度を設けることを検討されたい。</p> <p>2 妥当（平成23年度）</p> <p>市民に対して分かりやすい公表に努められたい。</p> <p>3 おおむね妥当（令和5年度）</p> <p>将来的なリスクに備え、いまの段階から市外からの意見を取りこむ仕組みを検討されたい。</p> |
| 令和4年度見直し(総点検)での結果 | <p>逐条解説の改訂が必要</p> <p>表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めました。</p> |

第10次厚木市総合計画個別計画一覧

令和7年4月1日現在

| まちづくりのビジョン (基本政策) | 個別計画名 | 計画期間等 | 概 要 |
|--|--------------------|----------------------|---|
| <p>1 命、財産を 守り、まち を抜く</p> | 厚木市国土強靱化 地域計画 | 令和2年度策定 (令和6年度改定) | 本市における防災及び減災施策を客観的に分析・整理し、防災及び減災施策の更なる充実を図ることで、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げることを目的とした計画です。 |
| <p>2 暮らし、生き を合せる、ま ちを生きる</p> | 厚木市子ども・若者 みらい計画 | 令和7年度～ 令和11年度 | 「子ども基本法」が目指す「子どもまんなか社会の実現」を基本理念に掲げ、急速な少子化や女性の就業率の高まりなど、子育て環境の変化に対応し、全ての子ども・若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指す計画です。 |
| | 厚木市自殺対策 計画(第2期) | 令和6年7月～ 令和11年6月 | 「自殺対策基本法」の趣旨や新たな自殺総合対策大綱に基づき、本市の自殺の現状と課題を明らかにした上で、本市における自殺対策の方向性や施策を定めた計画です。 |

1 情報公開・情報提供

| 区 分 | | 令和5年度 | 令和4年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| | | 件 数 | 件 数 |
| 情報公開※1（うち電子申請） | | 167 (67) | 207 (58) |
| 情報提供※2 | 有償刊行物の販売 | 50 | 21 |
| | 資料の閲覧等 | 235 | 216 |
| | コピー利用 | 1,720 | 1,934 |
| | パンフレット配布 | 1,248 | 657 |
| | その他（案内等） | 398 | 401 |
| 合 計 | | 3,818 | 3,436 |

※1 情報公開の件数については、1枚の公開請求書において複数の行政文書の公開請求があり、内容が複数の課にわたる場合でも、件数としては1件としてカウントし、1枚の公開請求書に対して、複数に分けて公開等決定した場合でも、公開請求書が1枚の場合には、件数としては1件としてカウントする。このため、情報公開の件数と2情報公開の実施機関の合計数は一致しません。

※2 情報提供は、市政情報コーナーの利用者数

2 情報公開の実施機関

| 区 分 | | 件数 | 区 分 | | 件数 |
|-----|----------|-----|---------------|-------|----|
| 市長局 | 市長室 | 0 | 教育委員会 | 教育総務部 | 3 |
| | 政策部 | 3 | | 学校教育部 | 5 |
| | 総務部 | 6 | | 社会教育部 | 2 |
| | 財務部 | 6 | | 小 計 | 10 |
| | 福祉部 | 4 | 病院事業管理者 | 0 | |
| | 市民健康部 | 6 | 選挙管理委員会 | 0 | |
| | こども未来部 | 5 | 監査委員 | 0 | |
| | 協働安全部 | 7 | 農業委員会 | 0 | |
| | 環境農政部 | 14 | 固定資産評価審査委員会 | 0 | |
| | 産業振興部 | 0 | 公平委員会 | 1 | |
| | まちづくり計画部 | 62 | 議会 | 1 | |
| | 都市整備部 | 30 | 消防本部 | 18 | |
| | 道路部 | 16 | 処分権限を有する指定管理者 | 0 | |
| | 会計課 | 0 | 小 計 | 20 | |
| | 小 計 | 159 | 合 計 | 189 | |

3 情報公開請求等の処理内容

| 区 分 | 件数 |
|-----------|-----|
| 全部公開 | 87 |
| 一部公開 | 69 |
| 非公開 | 18 |
| （うち文書不存在） | 15 |
| 取下げ | 14 |
| 公開請求却下 | 1 |
| 合 計 | 189 |

4 情報公開決定処分に対する審査請求の状況

| 情報公開審査会 | 件数 |
|---------|----|
| 審査請求の件数 | 1 |
| 諮問件数 | 0 |
| 審査中 | 0 |
| 答申件数 | 0 |

5 情報公開の実施機関別処理状況

| 実施機関名 | 合計 | 全部公開 | 一部公開 | 非公開 | 取下げ | 公開請求却下 |
|---------------|-----|------|------|-----|-----|--------|
| 市長 | 159 | 78 | 56 | 14 | 10 | 1 |
| 病院事業管理者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 10 | 6 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公平委員会 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 消防長 | 18 | 2 | 11 | 2 | 3 | 0 |
| 処分権限を有する指定管理者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 189 | 87 | 69 | 18 | 14 | 1 |

6 一部公開決定・非公開決定の該当条項別処理状況

| | 非公開条項等 | 件数 |
|------|-------------------|----|
| 一部公開 | 第7条第1号 | 43 |
| | 第7条第2号 | 7 |
| | 第7条第3号 | 1 |
| | 第7条第6号 | 1 |
| | 第7条第1号、第2号 | 8 |
| | 第7条第1号、第4号 | 2 |
| | 第7条第2号、第3号 | 1 |
| | 第7条第1号、第2号、第4号 | 3 |
| | 第7条第1号、第2号、第5号 | 3 |
| | 小計 | 69 |
| 非公開 | 第7条第1号 | 1 |
| | 第11条第2項 文書不存在 | 15 |
| | 第10条 存否応答拒否 | 1 |
| | 第10条 存否応答拒否、文書不存在 | 1 |
| 小計 | 18 | |
| 合計 | 87 | |

7 出資法人等における情報公開申出の処理件数等

| 出資法人等の名称 | 利用者数 | 申出件数 | 全部公開 | 一部公開 | その他 |
|---------------------|------|------|------|------|-----|
| (財)厚木市スポーツ協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (財)厚木市勤労者福祉サービスセンター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (財)厚木市文化振興財団 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (財)厚木市環境みどり公社 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| (社)厚木市シルバー人材センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (社福)厚木市社会福祉協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |

令和5年度個人情報保護制度の運用状況(R6.3.31現在)

1 実施機関別利用状況

| 実施機関名 | 開示請求 | 訂正請求 | 利用停止請求 |
|-------------|------|------|--------|
| | 件数 | 件数 | 件数 |
| 市長 | 37 | 1 | 0 |
| 病院事業管理者 | 48 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 16 | 1 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 公平委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 消防長 | 3 | 0 | 0 |
| 合 計 | 104 | 2 | 0 |

2 請求についての処理状況

(件数)

| 開示請求 | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ | 却下 |
|--------|------|-------|-----|-----|-----|----|
| | 76 | 13 | 0 | 13 | 2 | 0 |
| 訂正請求 | 訂正 | 不訂正 | / | | | |
| | 0 | 2 | | | | |
| 利用停止請求 | 利用停止 | 不利用停止 | | | | |
| | 0 | 0 | | | | |

3 実施機関別審査請求の件数

| 実施機関名 | 件数 |
|-------------|----|
| 市長 | 1 |
| 病院事業管理者 | 0 |
| 教育委員会 | 2 |
| 選挙管理委員会 | 0 |
| 公平委員会 | 0 |
| 監査委員 | 0 |
| 農業委員会 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 |
| 消防長 | 0 |
| 合 計 | 3 |

4 審査会への報告

- (1) 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について
- (2) 個人情報取扱事務及び個人情報ファイル登録について

5 審査会の開催状況

| 審査会の開催状況 | 案 件 |
|----------|--|
| 7月3日 | 1 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について 2 個人情報取扱事務及び個人情報ファイル登録について |
| 12月19日 | 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求について（諮問） |
| 1月22日 | 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求について（諮問） |
| 2月15日 | 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求について（諮問） |

※12・1・2月は部会の開催